

Weekly Report

第592号
令和3年3月8日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

中小企業にも適用「同一労働同一賃金」

本年4月から、中小企業にもパートタイム・有期雇用労働法が適用され、いわゆる「同一労働同一賃金」が求められます(大企業は昨年4月から適用)。

◆Q&A

Q. 同法により事業主が求められることは?

A. 事業主には以下の対応が必要となります。

◎不合理な待遇差の禁止……同一企業内における正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当、福利厚生などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。

◎待遇に関する説明義務……正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をすることが義務付けられます。

Q. 不合理な待遇差の禁止とは?

A. 正社員と、①職務内容(業務の内容+責任の程度)、②職務内容・配置の変更範囲(転勤、人事異動、昇進などの有無や範囲)、③その他の事情の違

いに応じた範囲内で、待遇を決定する必要があります。また、①、②ともに同じ場合、すべての待遇について、差別的に取り扱うことが禁止されます。

Q. どのように取り組めばいい?

A. パートタイム・有期雇用労働者がいる場合は、賃金や福利厚生などの待遇について、正社員と取扱いの違いがあるかどうかを洗い出します。待遇に違いがある場合には、その理由が働き方や役割などに見合った「不合理ではない」と説明できるか確認し、説明できない場合は、改善します。

Q. 説明を求められた場合は?

A. 基本は最も業務内容が近い正社員を比較対象に、就業規則や賃金表等を活用して口頭で説明します。

相続人が行う「準確定申告」の申告期限は

確定申告を提出すべき方が年の途中で亡くなった場合は、相続人が代わって申告書の提出や納税の手続きを行うこととなります。

この手続きを「準確定申告」といい、相続人は被相続人が亡くなった年の1月1日から死亡日までの所得について、「相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内」に申告・納付をする必要があります。

現在、令和2年分の確定申告期限が本年4月15日まで延長されていますが、死亡による準確定申告についても、本年2月2日～4月14日までの間に期限が到来するものは、期限延長の対象となり4月15日が期限となります。

期日指定でダイレクト納付を利用する場合

国税のダイレクト納付は、e-Taxにより申告書等を提出後、預貯金口座から即時又は指定した期日に電子納付する手続きです(事前の届出が必要)。

令和2年分の確定申告について、今月7日以前に電子申告をした方が、申告データ送信後に届く納付区分番号通知からダイレクト納付を行う場合、指定できる納付日は延長前の納付期限までとなっていますが、今月8日以後に電子申告をした方については、延長後の納付期限(4月15日)まで納付日を指定することができます。